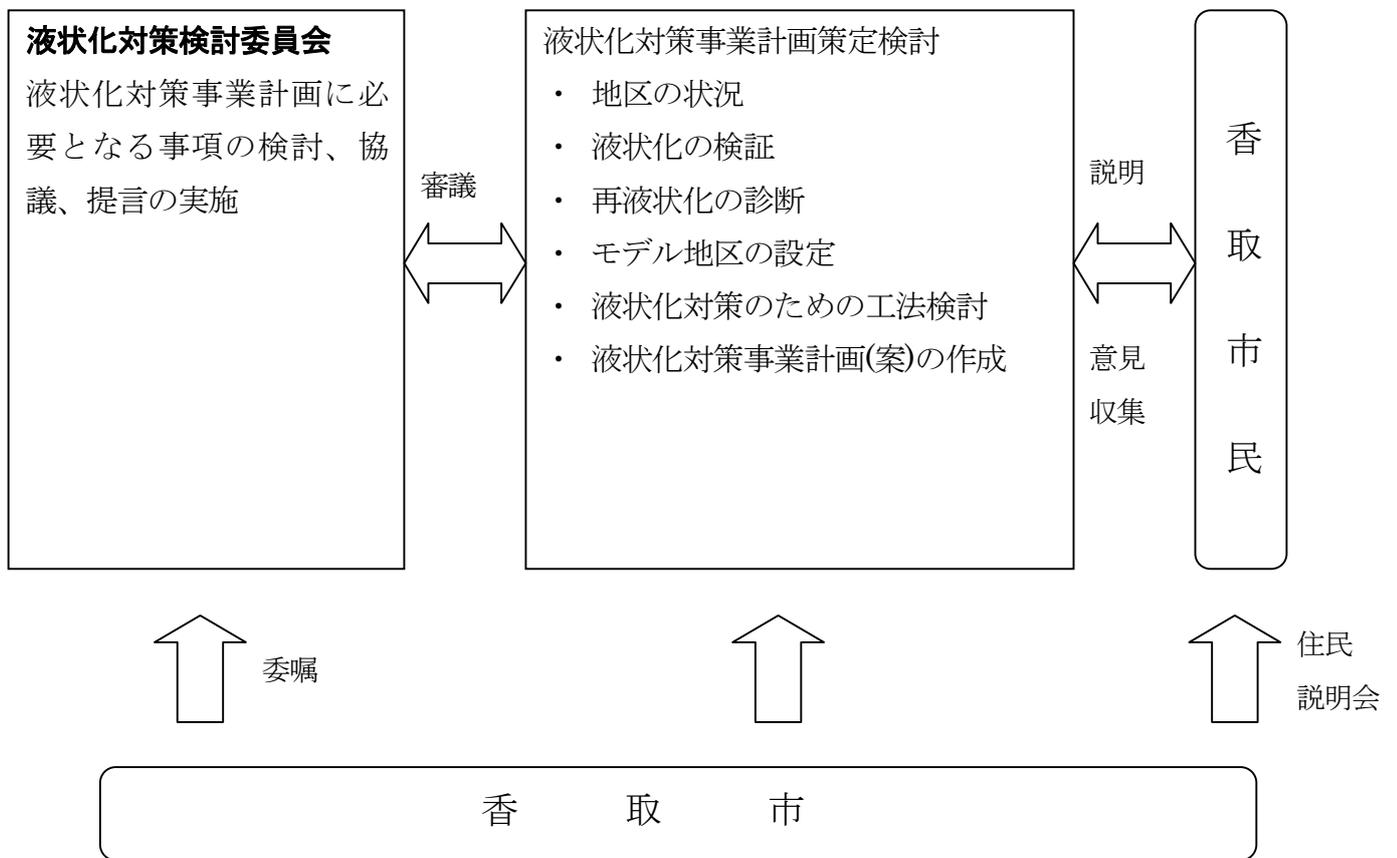


香取市液状化対策検討委員会について

【委員会設置の目的】

東日本大震災からの復旧復興を目的とした香取市液状化対策事業計画の策定に必要な事項について、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を計画に反映させることを目的とする。

【委員会の概要】



香取市液状化対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、東日本大震災からの復旧復興を目的として、液状化対策事業計画を策定するに当たり、地盤の液状化に関する専門家等の意見を計画に反映させるため、香取市液状化対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、香取市液状化対策事業計画の策定に必要となる次に掲げる事項について検討し、又は協議し、市長に提言する。

- (1) 地盤の液状化の発生原因及び地盤の現状に関すること。
- (2) 今後の地震発生時における地盤の液状化による被害予測に関すること。
- (3) 公共施設、住宅地等の液状化対策に係る工法に関すること。
- (4) 液状化対策に係る計画の有効性及び経済性に関すること。
- (5) その他液状化対策事業計画の作成にあたって必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者につき、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地盤の液状化に関する専門家 4人（土木工学2人、建築工学2人）
- (2) 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所 1人
- (3) 千葉県建設業協会香取支部 1人
- (4) 千葉県建築士会香取支部 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する市長に提言をした日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認める委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

4 関係行政機関の職員につき委嘱された委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。

(幹事会)

第7条 第2条に規定する事項についての事前調査及び調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員のうち地盤の液状化に関する専門家をもって組織する。

3 前条の規定は、幹事会の会議に準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「幹事会」と読み替えるものとする。

(委員の責務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、市が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する事項を市長に提言した日をもって、その効力を失う。